

京都市告示第420号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成24年3月1日から平成24年3月31日まで、財団法人京都市都市整備公社を京都市公金収納受託者とし、京都市梅小路公園（指定管理区域外の区域の内普通車駐車場部分（平成24年3月14日からは交通弱者用駐車場部分）に限る。）の使用料の徴収及び収納業務を委託します。

平成24年3月1日

京都市長 門川 大作
(南部みどり管理事務所)